

# ふるさと宮崎応援寄附金

## 寄附金はどのように使われるの？

皆様からいただいた寄附金は、平成20年度に宮崎県が重点的に取り組む以下の3つの施策の財源として充てさせていただきます。

### 【重点施策その1 植栽未済地対策】

木材価格の長期低迷等により、現在、県内に約2,000ヘクタールの植栽未済地が存在しており、水資源の涵養や山地災害防止等、森林の有する公益的機能の低下が懸念されています。そこで、本県では現在ある植栽未済地を3年で「0（ゼロ）」にすることを目指し、健全で多様な森林づくりのための森林整備対策を総合的に推進いたします。



伐採跡地の崩壊



日之影町の山地災害

### 【重点施策その2 子育て対策】

本県の総合計画（新みやざき創造計画）に掲げた合計特殊出生率全国2位という目標の達成に向け、地域の絆を活用した子育て支援の仕組みづくりなど、新たな施策を盛り込んだ子育て支援の充実を図ります。



「宮崎県子育て応援本部」の設置(H19.7)



保育士さんと子どもたち

### 【重点施策その3 医療対策】

本県の人口当たりの医師総数は全国の平均を超えている状況にありますが、県内での偏在や小児科など特定診療科の医師不足が大きな課題となっていることから、小児科医をはじめとする更なる医師確保対策に努めます。



## 寄附するには、どうすればいいの？

- 1 寄附金は、1件5千円から受け付けております。
- 2 寄附金の申し込みは、次の2つの方法からお選びいただけます。  
別紙「寄附申込書」により郵便又はFAXでお申し込みください  
〒880-8501  
宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県総務部財政課 াতে  
TEL 0985-26-7015  
FAX 0985-29-8789  
インターネット上の宮崎県庁ホームページ「ふるさと宮崎応援サイト」からお申し込みください

## 寄附金の振り込み方法は？

- 1 クレジットカードによる寄附  
クレジットカード納付用の「支払番号」と「確認番号」をお知らせいたしますので、「Yahoo! 公金支払い」のページからクレジットカードの決済手続きをお願いします。  
決済手続きに手数料はかかりません。
- 2 口座振込による寄附  
寄附専用の「口座番号」をお知らせいたしますので、最寄りの金融機関からお振り込みください。なお、大変申し訳ありませんが、振込手数料につきましては寄附をされる方の負担となりますので御了承いただきますようお願いいたします。
- 3 納付書による寄附  
納付書を送付させていただきますので、納付書の裏面に記載された金融機関（県内の場合は全ての金融機関、県外の場合は宮崎銀行とみずほ銀行）の窓口でお振り込みください。  
振込手数料はかかりません。

## 所得税、住民税で寄附金の控除を受けるためにはどうすればいいの？

最寄りの税務署で所得税の確定申告をしていただきますと、所得税の還付（又は控除）と翌年度の個人住民税の税額控除が受けられます。

住民税の寄附控除だけを受けようとする場合には、確定申告をせずにお住まいの市区町村に申告を行ってください。この場合は、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

なお、申告には県が発行した寄附金の領収書が必要ですので、大切に保管しておいてください。

### お問い合わせ

宮崎県総務部財政課 財政企画担当

電話 0985-26-7015

E-mail [zaisei@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:zaisei@pref.miyazaki.lg.jp)